

○経済産業省告示第九十号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月二十八日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇四十二 〔略〕</p> <p>四十三 着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一七グラム以下であること。</p> <p>ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、圧力容器の封板をせん孔することにより、ガスを放出させる構造であること。</p> <p>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</p>	<p>一〇四十二 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

<p>ハ 作動後の押出ピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p> <p>四十四 電路を短絡させるアクチュエーターであつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・三三五グラム以下であること。</p> <p>ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、電路を短絡させる構造であること。</p> <p>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</p> <p>ヘ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</p>	<p>〔新設〕</p>
--	-------------

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

備考 表中の「」は注記である。